

路外駐車場等の設置・変更に係るチェックシート

設置区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更(前回: 年 月 日)	供用開始(予定)日	年 月 日
駐車場設置者			
駐車場の名称			
駐車場の位置	富士市		
区域の面積	m ²	駐車料金	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料
駐車の用に供する部分の面積・台数	m ² (二輪専用)	m ²	台 (二輪専用) 台
建築物である部分	m ² (二輪専用)	m ²	台 (二輪専用) 台
建築物でない部分	m ² (二輪専用)	m ²	台 (二輪専用) 台
施設構造等	<input type="checkbox"/> 平面式 <input type="checkbox"/> 立体式(階 層) ※ <input type="checkbox"/> 二段・多段方式 <input type="checkbox"/> エレベーター方式 <input type="checkbox"/> 平面往復方式 <input type="checkbox"/> 垂直循環方式 <input type="checkbox"/> 水平循環方式 <input type="checkbox"/> 多層循環方式 <input type="checkbox"/> 自走式 <input type="checkbox"/> 機械式(※方式を選択→) <input type="checkbox"/> 自動車用エレベーター		

[提出が必要なもの] 路外駐車場届出書 特定路外駐車場届出書 特殊装置設置計画書 管理規程届出書
 [届出に必要なもの] 届出書 地形図 平面図 各階平面図・立面図・断面図 特殊装置設置計画書等

路外駐車場・特定路外駐車場に関する基準

駐車場法(法)、駐車場施行令(令)、路外駐車場移動等円滑化基準(省令)、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(省告)等による。

確認する内容		当該施設	判定	根拠	
出入口を設置することができない部分	道路(駐交通車禁止4場所各号)	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂	無・m	合・否	道交44-1
		トンネル ※国土交通大臣が認めたものを除く(大臣認定制度)	無・m	合・否	
		交差点の側端から5m以内の部分 ※国土交通大臣が認めたものを除く(大臣認定制度)	無・m	合・否	道交44-2
		道路の曲がり角から5m以内の部分	無・m	合・否	
		横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分	無・m	合・否	道交44-3
		安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	無・m	合・否	道交44-4
		乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分	無・m	合・否	道交44-5
		踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	無・m	合・否	道交44-6
		横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内の道路の部分	無・m	合・否	令7-10
		幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分	無・m	合・否	令7-1A
	橋 ※国土交通大臣が認めたものを除く(大臣認定制度)	無・m	合・否	令7-1B	
	幅員が6m未満の道路 ※交通処理が可能となる交差点から交差点までの区間	無・m	合・否	令7-1B	
	縦断勾配が10%を超える道路	勾配 %	合・否	令7-1A	
※中部地方整備局、道路管理者・所管警察署との協議が完了していること。		年 月 日	警察署	課	
前面道路	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。(歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある等の場合を除く)		合・否	令7-2	
分離	駐車用面積が6,000m ² 以上の場合、出口と入口を分離した構造とし、その間隔は道路に沿って10m以上とすること。(前面道路が中央分離帯等往復の方向別に分離されている場合を除く)	m	合・否	令7-3	
隅切り	出口・入口における回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。 ・「切取線の長さ」は1.5m以上とすること。 ・「切取線と車路との角度」と「切取線と道路との角度」を同一とすること。	切取線 角度 m 度	合・否	令7-4	
視野	出口付近の構造は、2m(二輪1.3m)後退した車路の中心線上の、1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右各60度以上の視野を確保すること。		合・否	令7-5	
車路	設置	自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。		合・否	令8-1
	幅員	相互通行の場合は、5.5m以上(二輪3.5m以上)とすること。 一方通行の場合は、3.5m以上(二輪2.25m以上)とすること。 一方通行で、駐車料金徴収施設が設けられ、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分は、2.75m以上(二輪1.75m以上)とすること。	m	合・否	令8-2A 8-2B 8-2C

		確認する内容	当該施設	判定	根拠	
建築物	車路	屈曲部	内の半径5m以上(二輪3m以上)で回転できる構造とすること。 (ターンテーブルが設けられているものを除く)		合・否	令8-3ロ
		傾斜部	縦断勾配は17%を超えないこと。	%	合・否	令8-3ハ
			路面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げること。		合・否	令8-3ニ
	はり下	はり下の高さ(有効高さ)は2.3m以上とすること。	m	合・否	令8-3イ	
	車室等の高さ	車室	はり下の高さ(有効高さ)は2.1m以上とすること。	m	合・否	令9
		乗降室	高さは1.8m以上(二輪:人が運転して立ち入る部分は2.1m以上)とすること。	m	合・否	省告8・9
		駐車室	高さは1.6m以上(二輪:収容可能車高+0.05m以上)とすること。※人が立ち入らない部分	m	合・否	
	設備	避難階段	直接地上へ通ずる出入口のない階には、避難階段(建基令123-1若しくは同-2)又はこれに代わる設備を設けること。		合・否	令10
		防火区画	給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合は、施設と駐車場を耐火構造(建基2-7)の壁又は特定防火設備(建基令112-1)によって区画すること。		合・否	令11
		換気装置	床面積1㎡につき14㎡/時以上直接外気と交換できる換気装置を設けること。 (窓など開口部を有し、換気有効面積がその階の床面積の1/10以上であるものを除く)		合・否	令12
照明装置		車路の路面の照度は、10ルクス以上を保つこと。	ルクス	合・否	令13-1	
		駐車のために供する部分(車室)・乗降室の床面の照度は、2ルクス以上を保つこと。	ルクス	合・否	令13-2	
警報装置		自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けること。		合・否	令14	
特置殊	認定	国土交通大臣の認定したものであること。	認定番号	有効期間	合・否	令15
機械式装置	安全機能	囲い	装置の周囲には、人が容易に立ち入ることができないよう、外壁・柵等の囲いを設けること。		合・否	省告15
		出入口扉等	稼動中に人が容易に立ち入ることができないよう、扉又は可動柵を設けること。 チェーン、スプロケット等の可動部には、人が挟まれ又は巻き込まれないよう覆いを施すこと。		合・否	省告16
	表示	収容可能な車種、寸法、重量等を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示すること。	(図面・写真)	合・否	省告22	
		操作時に注意すべき事項を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示すること。	(図面・写真)	合・否		
特定路外駐車場(バリアフリー新法)	路外駐車場用駐車施設	設置数	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けること。	台	合・否	省令2-1
		幅	車椅子使用者用駐車施設の幅は、350cm以上とすること。	cm	合・否	
		表示	車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。	(図面・写真)	合・否	省令2-2
	路外駐車場移動等円滑化経路	位置	経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	(図面)	合・否	
		設置数	高齢者・障害者等が円滑に利用できる経路を1以上設けること。	(図面)	合・否	省令3-1
		段	経路上に段を設けないこと。(傾斜路を併設する場合を除く)		合・否	
		出入口	幅80cm以上とすること。	cm	合・否	
		通路	幅員120cm以上とすること。	cm	合・否	
			50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	cm	合・否	省令3-2
		傾斜路	段に代わるものは、幅120cm以上とすること。 段に併設するものは、幅90cm以上とすること。 勾配は1/12(約8.3%)を超えないこと。 高さが16cm以下の場合は、1/8(12.5%)を超えないこと。	%	合・否	
勾配が1/20(5%)を超える場合は、高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	踊場 cm		合・否			
勾配が1/12を超える部分には、手すりを設けること。 高さが16cmを超え、勾配が1/20を超える部分にも、手すりを設けること。			合・否			
料金徴収施設	駐車料金	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額を超えないこと。 利用者に対し不当な差別的取扱となる額でなく、利用を困難にするおそれのない額とすること。	分につき 円		合	令16
	表示	利用しようとする者の見やすい場所に、供用時間及び駐車料金の額を明示すること。	(図面・写真)		合	令17
	管理規程	記載事項	<input type="checkbox"/> 駐車場の名称 <input type="checkbox"/> 駐車場管理者の氏名及び住所 <input type="checkbox"/> 駐車場の供用時間に関する事項 <input type="checkbox"/> 駐車料金に関する事項 <input type="checkbox"/> 供用契約に関する事項(損害賠償に関する事項を含む) <input type="checkbox"/> 国土交通省令で定める事項 (構造上駐車できない自動車、附帯業務の概要)		合	法13-2